

森の息吹

第8号

平成30年10月発行



公益社団法人木曽三川水源造成公社

【URL】 <http://www.kiso3sen.org/>

✉ desk@kiso3sen.org

〒501-3756 岐阜県美濃市生薗1612-2

岐阜県中濃総合庁舎内

☎ 0575-33-4011 (内線408)

FAX 0575-46-8409

本誌「森の息吹」は、岐阜県森林公社（以下、「森林公社」）及び木曽三川水源造成公社（以下、「三川公社」）が実施している分収造林事業等について、分収造林契約者の皆様にお知らせするために共同で発行しています。

～平成29年度事業の取り組み報告～

水源のかん養を図るとともに災害防止のため、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が協力して、昭和44年に公社が設立され、これまでに約10,000haの分収林と、約650haの公社有林を造林して、保育管理してきました。

現在はこれらの造林地の中で、利用間伐を中心に事業計画を立て、昨年度は利用間伐に必要となる作業道を7,041m開設して223haの利用間伐を実施し、5,168m³（販売収入3,056万円）の間伐材を販売しました。そして、費用を控除して残った収益を契約者の方に分収交付することができました。

さらに、森林の持つ多面的機能の維持増進のため「清流の国ぎふ森林環境税」を活用して分収林の保育のため、約83haの除・間伐を実施しました。

その他に、間伐した公社造林地のCO₂吸収量を認証する「オフセット・クレジット」の販売にも取り組んでおり、10t-CO₂を販売しました。

また、水源林の大切さや、公社事業に対する理解を深めるため、木曽三川の流域住民32名の参加を得て、中津川市の根ノ上高原にある公社造林地において、第20回水源林見学会を開催しました。

【三川公社 早矢仕宜弘】



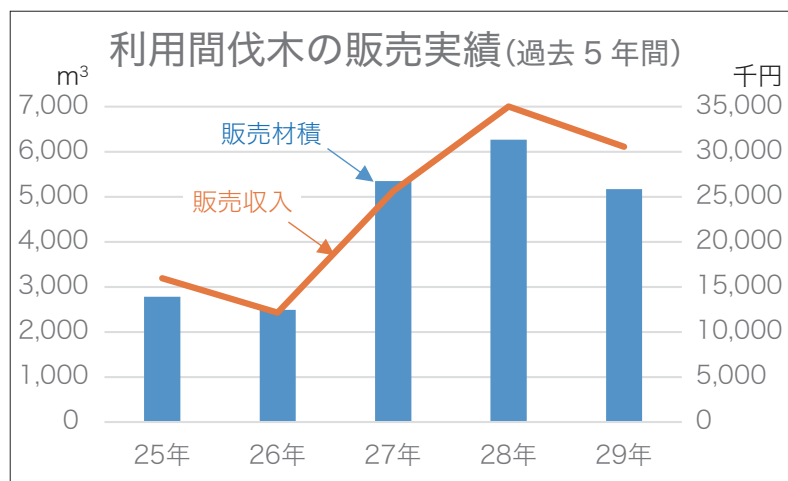
機械を使った集材



利用間伐後の山の様子



水源林見学会の様子



公社有林の紹介

三川公社では水源の涵養、国土の保全などの公益的機能を維持増進すると共に、森林の乱開発を抑制することを目的として、木曽三川の上流地域に650haの森林を取得し、水源林として管理しています。高山市清見地区の公社有林の総面積は約267haで、昭和57年からヒノキとスギの植栽を始め、今では約150haの人工林があります。

造林地を放置したままにしておくと、造林木が過密状態となり林内に光が入らなくなるため、林床を覆っている下層植生が減少して土壌の保水能力が低下し、動植物の種類も減っていきます。そのため、定期的に間伐等の手入れをして本数密度を調整する必要があります。

平成30年度は、この公社有林の一部で密度調整のための間伐を実施して、山の保水力を維持するとともに、間伐木を販売する計画でしたが、7月の豪雨で林道が被害を受けたため、復旧後まで計画を延期することになりました。今後も、公社有林を適切に管理して森林の多面的機能を維持しながら、木材生産にも努めていきます。【三川公社 早矢仕宜弘】



スギ35年生



ヒノキ35年生

今年度はここで間伐する予定でした

間伐前で日当たりが悪く、下層植生が育っていない林地



ショウキラン

産地直送から感じたこと（コラム）

「川下」と「川上」が直接つながって、やりがいにつながります。

川下とは、林業では、製材所や工務店など木材製品を利用する需要者や消費者、またその地域を指します。また反対に、林業関係者や林業地域は、川上と表現されたりします。

昨年、私は美濃市で実施した利用間伐事業で、間伐材を地域の工務店に買っていただく機会に恵まれました。間伐を実施した契約地から1.3kmほどに位置する工務店で、これまでで最短の運搬距離となりました。

事の始まりは、間伐実施について土地所有者の方と打合せをしている時でした。地元需要があり、直接買ってもらえば、収益につながりやすく、話が早くて面白いという話題になり、その足で地元財産区や建築事務所、リフォーム会社などを訪れたのがきっかけでした。しかし、返ってきた返事は、「丸太を買っても、それを製品にする手法や手間、コストが見えなくては買えない。」という冷静なものでした。

そんな中、製材機を持った工務店があるといううわさを聞きつけ訪ねたのが、美濃市大矢田の梅村建設さんでした。代表の梅村さんは、訪ねるなり前向きに考えてくださり、購入前に、山の木を直接見ていただいたり、工場にある製品を見ながら造材規格を検討するなど、貴重な経験をすることができました。また、事業終了後には、製材した公社の木への感想や、その柱の使用先について話を伺いました。山にあった木が、川上から川下までつながる過程に接する中、私は、川下とつながることは、感謝したり感謝される関係が生まれることだと深く感じました。

同時に、今回の事業では、丸太から製品までのコストや産直材の付加価値を明確にしないと、川下へのニーズに訴えかけるには不十分だと、具体的な課題も実感することができました。

三川公社と、森林公社は合わせて24千ha余の管理地があり、近年は年間1万m³を超える木材を生産しています。大量生産した木材の最も適した販売方法は、森林組合連合会など木材流通プロの情報網にのせていくことです。今回のような産地直送は、その対極にあります。この規模を大きくすれば大変なことも増えるのかもしれませんが、今後は、こうした関係性も築きながら、木を、森林を育てていきたい、そして、いつかは地元の木を使いたいというエンドユーザーを山に招待したい、そう思いました。

今回、丸太を購入して下さった梅村建設さん、また、細かな造材ニーズに対応いただいた中濃森林組合さんには、この場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【森林公社 塩田昌弘】



間伐が必要な森林から1.3kmの工務店の土場にて柱材として生まれ変わったヒノキ、間伐後の森林では、残されたヒノキが元気に育っています。

ヒノキ葉精油

～森林浴をしているかのようなヒノキの香りで心も体もリフレッシュ～



葉先から50～70cmの枝付きヒノキを釜へ投入



ひと釜100kgの葉を、約90分蒸留させると約300ccの精油が抽出される



濃厚なヒノキオイル

三川公社と森林公社が造成した森林の樹種は、ヒノキが約14,000ha（59%）、スギ約8,700ha（37%）、その他約1,000ha（4%）となっており、ヒノキを多く育成しています。

ヒノキは家屋だけではなく、伊勢神宮や法隆寺などの伝統的な建築物に使われていますが、葉もまた特殊な方法で精油を抽出して森林浴気分を味わえる製品が作られています。

この精油をお風呂やアロマポットに一滴たらすと、とてもいい香りが広がり気持ちが落ち着き、日々の疲れを癒してくれます。

取材先：加子母森林組合 電話0573-79-3333

【森林公社 坂本 仁】

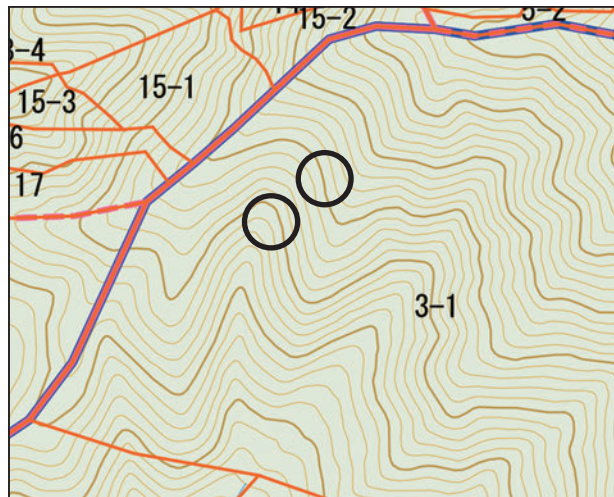
山の地形を見る地図（CS立体図）

三川公社では、地図と現場を見比べながら事業計画を立てています。これまでは、右下の地図のように等高線を読み、山の地形を想像していました。しかし、過去に山崩れ等が発生した場所が必ずしも地図に反映されていないため、現地へ行ったら地形が違っていることもあります。そこで、岐阜県森林研究所が色により地形の凹凸を見ることができる地図を作成しました。この地図を使用すると、崩壊が起きた場所等が、左の地図のように色が変わるため、発見が容易にできます。このため、近年では道の開設予定地に崩壊した跡が無いかを現地調査の前に把握する際の情報の一つとして、CS立体図を使用する機会が増加しています。

【三川公社 橋本公佑】



CS立体図（長野県林業総合センターが開発した図法）
出典：岐阜県森林研究所

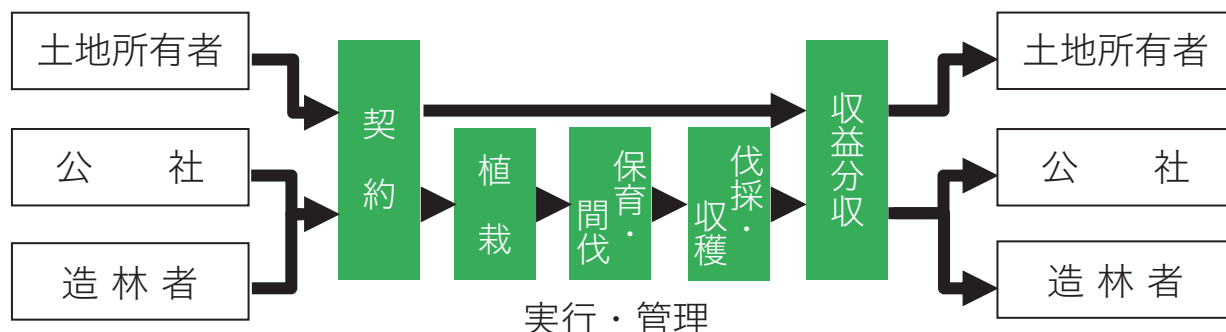


森林施業図
出典：岐阜県

分収造林契約についてのお願い

●分収造林契約とは

分収造林契約とは、公社が契約期間内に造林・保育を行い契約満了時に木を伐採してその収益を土地所有者様と公社（及び造林者）が分け合う契約です。



※契約書を紛失された方は、公社の契約書の写しをご提供することが可能ですので、ご連絡ください。

●契約者の名義が変わる場合には、公社までご連絡をお願いします

贈与・売買を行うことにした場合、または、相続などにより名義が変わった場合は、登記手続きのほか、分収造林契約の契約者変更手続きが必要です。公社までご連絡ください。特に、贈与・売買の場合は、事前にご連絡ください。

変更手続きが済んでいないと、分収金のお支払いができなくなりますので、必ず手続きをお願いします。また、相続登記の手続きについては、お近くの司法書士又は岐阜県司法書士会へご相談ください。

岐阜県司法書士会 058-246-1568 <http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>

●「契約期間延長」と「分収割合変更」についてご協力をお願いします

○契約期間の延長

施業方針を長伐期施業へと転換し、皆様との分収造林契約期間を100年へ延長することについてお願いしています。

○分収割合の変更

木材価格が低迷する中、公社経営の安定化を図り、契約地の管理を継続していくために、土地所有者様の分収割合を18%（2者契約の場合は20%）に変更させていただくことについてお願いしています。

○お願い

お陰様で、今までに8割以上の皆様のご理解をいただくことができましたが、まだ期間延長又は分収割合の変更契約がお済みでない方に対し、順次、訪問説明等を実施しております。公社から訪問日時についてご都合をお聞きする文書をお送りした場合は、大変お手数ですが、ご連絡ください。

全ての皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いします。

●「契約期間延長」に伴う地上権変更登記についてご協力をお願いします

契約期間の変更（延長）契約済で登記上の地上権の存続期間が未変更である箇所について、順次、変更登記を進めています。当該手続きのため、必要書類の作成について連絡をさせていただいた場合は、大変お手数ですが、ご協力をお願いします。

【三川公社 棚橋賢二】